

泉南市みどりの基本計画

泉南市みどりの基本計画

概要版

平成31年（2019年）3月

泉南市

■ みどりの基本計画とは

みどりの基本計画の概要と改定の背景

みどりの基本計画とは、都市緑地法第 4 条第 1 項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、みどりの保全や都市公園等の整備、都市緑化といった、みどり全般に関する基本的な方針が定められています。

本市では、平成 15（2003）年にみどりの基本計画を策定しましたが、それから約 15 年が経過する中で、みどりを取り巻く環境が大きく変化したことや、上位計画や関連法令の改正も行われていることから改定を行うことになりました。

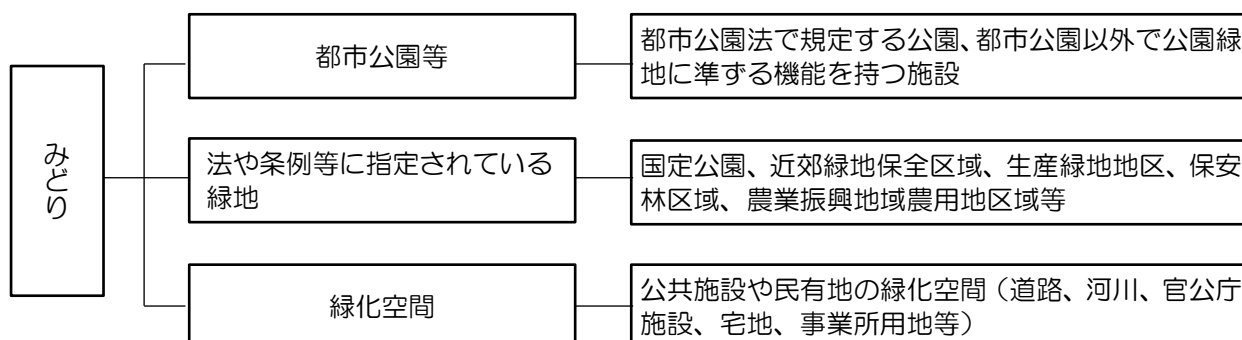
計画期間と計画対象区域

本計画は、10 年後の 2029 年を目標年次として策定し、今後の社会動向や計画の進捗状況により、必要に応じて計画の修正、見直しを行います。

また、計画対象区域は、本市全域とします。

計画の対象とするみどり

本計画で対象とするみどりは以下のとおりです。



改定にあたっての視点

改定の背景を踏まえながら、以下の基本的な考え方に基づいて改定を行いました。

1 持続可能なまちづくりへの対応

「今ある資源を活用」して効率的、効果的に施策に取り組むとともに、「多様な主体の連携と官民協働」につながるような施策を進めます

2 農地の保全や生物多様性への配慮

山林や農地、水辺など、豊かな自然が残っており、生物多様性の維持や農地の保全の活用につながるような施策を進めます

3 多様な主体による公園の活用や管理運営への対応

「市民、市民団体、事業者といった多様な主体による公園の管理運営と活用」により、市民に愛され利用される公園づくりを進めます

■ みどりの現況と課題

◆ 豊かなみどりの保全・再生・活用

本市には、南部に山林、北部に海浜が広がっており、これらの良好な自然環境は、市民のみならず、広域的な観点からも貴重な資源としてとらえられます。今後もこの自然環境を保全・再生・活用していく必要があります。

◆ 郷土に根ざしたみどりの保全・活用

ため池や海岸、社寺林、農地などの郷土を代表するみどりの保全に取り組むとともに、失われつつある自然環境については再生を図り、公園やレクリエーション施設などと相互に連携し、みどりのネットワークの核として活用することが必要です。

◆ 市街地に残る農地の保全

市街地の中に残る生産緑地などの農地は、貴重なオープンスペースとして、また防災空間としての機能を持っているため、保全を図っていく必要があります。

◆ 本市を代表する公園の整備

「(仮称) 泉南市営りんくう公園」は、本市のレクリエーション拠点としての整備が計画されています。都市計画決定がなされている泉南中央公園とともに、本市を代表する公園としての整備が求められます。

◆ 身近な公園緑地の適正配置

現在の市民一人当たり都市公園面積は約 4.4 m²/人で、全国平均と比べても低い水準です。今後も、本市の人口は減少すると予測されていることから、今後の人口動向や地域ニーズをふまえた公園緑地の適正配置が必要です。

◆ 既存公園の適切なマネジメント

本市に設置されている 153 箇所の都市公園等の中には、供用から年月を経たものも少なくなく、ライフサイクルコストを意識した適切なマネジメントが求められます。

◆ みどりをを感じる生活環境の形成

身近にみどりをを感じる生活環境の実現のために、公共施設は、民有地緑化のモデルとなるような緑化が必要です。また、民有地は、緑化の取組を確実なものとする方策を推進することが必要です。

◆ 市民や事業者・行政の連携による協働のまちづくりの推進

みどり豊かなまちづくりを進めていくために、行政による取組だけでなく、市民の主体的な活動を支援するとともに、民間事業者を含めた幅広い主体による協働のまちづくりを推進することが必要です。

■ みどりの将来像と基本方針

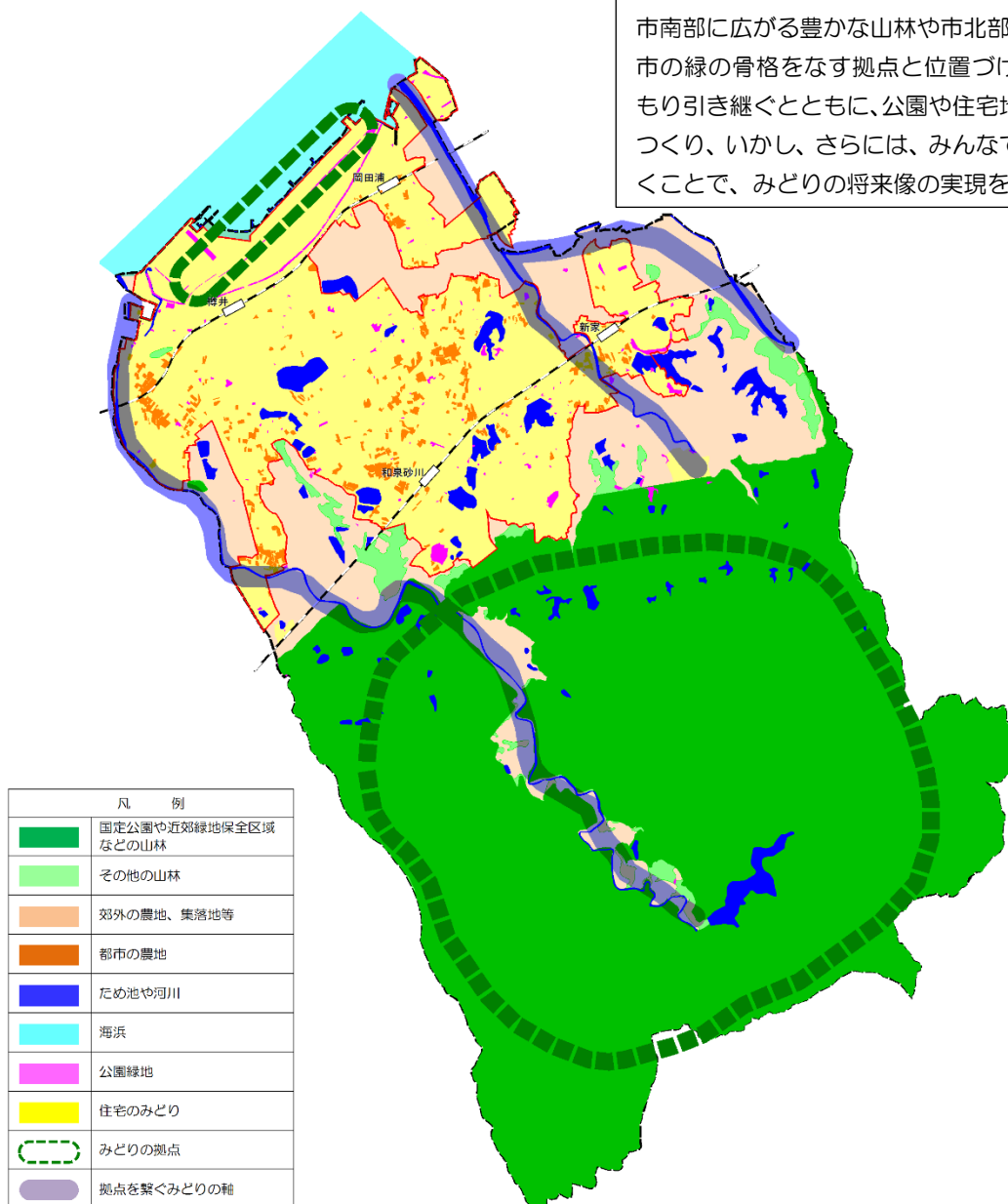
みどりの将来像

「第5次泉南市総合計画」では、まちの将来像を『豊かな環境・支えあい、人を大切にする泉南市 みんなで夢を紡ぐ 生活創造都市』としています。これは、「第4次泉南市総合計画」がめざしてきた将来像を継承しつつ、人と人とのつながりに一層注力することを示す意味が込められた将来像です。

本計画では、この「第5次泉南市総合計画」の将来像をふまえて、みどりの将来像を以下の通りとします。

みどりが支え紡ぐ生活創造都市 せんなん

市南部に広がる豊かな山林や市北部の海浜を、本市の緑の骨格をなす拠点と位置づけて後世にまもり引き継ぐとともに、公園や住宅地のみどりをつくり、いかし、さらには、みんなでそだてていくことで、みどりの将来像の実現を目指します。



みどりの将来像図

みどりの基本方針

みどりの課題を解決し、みどりの将来像を実現していくため、みどりの基本方針を以下のように設定します。

保全

いまある‘みどり’をまもる

本市は、南側にたたずむ和泉山脈、北側に広がる大阪湾など豊かな自然環境に恵まれた都市です。これらの山や丘陵地、緑地、公園、河川などの市の骨格となっているみどりを保全・再生し、次世代に引き継いでいきます。

創造 活用

あらたな‘みどり’をつくり、いかす

本市は、自然環境に恵まれた都市ですが、市街地の中にはみどりが不足している地域もみられます。身近にみどりを感じることでできる市街地の実現のために、公園の適切配置や都市緑化を進めて新たなみどりを創出するとともに、公園の適切な維持管理や利活用に取り組めます。

育成

みんなで‘みどり’をそだてる

みどり豊かなまちの実現のためには、市民と事業者、市が、それぞれの役割を担いながら良好なパートナーシップを築くことが大切です。みどりを担う人材の育成や、みどりを学び、体験できるような取組を行い、みんなでみどりを育てていきます。

みどりの目標

みどりの基本方針に対応した、みどりの量や質を表す目標を以下のように設定します。

「いまある‘みどり’をまもる」目標

市全体に対するみどりの割合
現在 約 60% → 10 年後 約 60%

「みんなで‘みどり’をそだてる」目標

地域の美化活動への参加希望者
現在 約 30% → 10 年後 約 35%

「あらたな‘みどり’をつくり、いかす」目標

一人当たり都市公園面積
現在 約 4 m²/人 → 10 年後 約 8 m²/人

一人当たり都市公園等面積
現在 約 8 m²/人 → 10 年後 約 12 m²/人

公園・緑地整備への満足度
現在 -5 ポイント → 10 年後 5 ポイント

■ みどりの施策

みどりの施策を以下に示します。

「いまある‘みどり’をまもる」施策

保安林や自然公園等の指定継続

- ・ 金剛生駒国定公園や和泉葛城近郊緑地保全区域、保安林区域等の指定継続

適正な森林管理と再生

- ・ 山地部の自然の保全による地すべり、崩壊などの防止
- ・ 森林所有者と住民、森林ボランティア、企業等と行政の協働による放置森林の適正な管理と再生

郷土に根ざした貴重なみどりの保全

- ・ 河川に残された自然や、特別緑地保全地区に指定された男神社などの保全

優良農地の保全と活用

- ・ 農地の流動化の促進、農地の遊休化の抑制による優良農地等の保全
- ・ 市民農園などとしての活用促進

生産緑地などの都市農地の保全と活用

- ・ 「特定生産緑地」の指定、都市農地貸借法の活用、生産緑地地区の追加指定の継続による都市農地の保全・活用
- ・ 都市農業振興基本計画の策定

ため池や海浜などの保全と再生

- ・ 水とのふれあいや生き物の生息など多面的な機能の場としてのため池の維持、保全
- ・ 男里川河口部干潟の保全と再生に関する啓蒙活動、アドプト・シーサイド・プログラムを通じた美化活動の推進



海岸の清掃活動



ため池

「あらたな‘みどり’をつくり、いかす」施策

本市の拠点となる公園の整備

- ・ PFI法に基づいた事業スキームによる「(仮称) 泉南市営りんくう公園」の整備
- ・ PFI事業対象区域外における、民間活力によるグラウンド・ゴルフ場の整備
- ・ 泉南中央公園予定地における整備検討と、民間活力を視野に入れた暫定利用の検討



(仮称) 泉南市営りんくう公園平面図 (PFI 事業対象区域)

農業公園の利用促進

- ・ 泉南市農業公園「花咲きファーム」の利用促進

泉南市農業公園
「花咲きファーム」



身近な公園緑地の適正配置

- ・ 市域全体での公園の適正配置

公園の適切な維持管理

- ・ 公園施設長寿命化計画の策定
- ・ 地域と一体となった公園施設等の維持管理

公園の再編、再生

- ・ 健康増進や子育てしやすい環境に配慮した公園の再編・再生
- ・ 子どもから高齢者までの幅広い世代に愛され、コミュニティの要となる魅力づくりや活用



あがら新家フェスタ

人に優しく安心安全な公園づくり

- ・ 火災延焼防止のための公園外周囲の緑化
- ・ 段差解消などの、人にやさしい公園づくりの推進

生き物に優しい公園づくり

- ・ 「(仮称) 泉南市営りんくう公園」内のPFI事業やグラウンド・ゴルフ場整備事業の対象区域外におけるピオトープの整備
- ・ 生き物の生息環境に配慮した公園づくり

協働で取組む公園づくり

- ・ P-PFI等の官民連携手法やワークショップ等の手法を取り入れた市民参加による公園づくり

親水空間の整備

- ・ 樫井川、男里川での親水空間の整備



樫井川での清掃活動

公共施設の緑化の推進

- ・ 市役所、公民館、学校などの公共施設での都市緑化のモデルとなるような計画的な緑化の推進



公共施設の緑化

道路緑化の推進

- ・ 主要な道路での街路樹などによる緑化推進
- ・ 新たな道路整備にあわせた、景観や防災性の向上に資する緑化



街路樹

花いっぱいのもちづくり

- ・ 地区計画を活用した民有地緑化の促進
- ・ 「花笑み・せんなんプロジェクト」を通じた花いっぱいのまちづくり

事業所・工場等における接道部緑化の促進

- ・ 大阪府の「緑化樹木の無償配付」のPR活動
- ・ 「みどりづくり推進事業」の紹介を通じた接道部緑化の促進

「みんなで‘みどり’をそだてる」施策

みどりを担う人材の育成支援

- ・ 緑化ボランティア活動の支援や森林の育成に係るボランティア団体の育成
- ・ 農業の担い手育成
- ・ 未来を担う子どもたちのみどりを大切にす
- る心の育成
- ・ 青少年の森、市民の里、農業公園、紀泉わ
- いらい村といった施設の、市民および広域
- の自然交流拠点としての活用

みどりにふれあえるイベントの開催

- ・ 森林や海浜保全の重要性について啓蒙する
- 機会の提供
- ・ 花やみどりにかかわるイベントの開催や農
- 業関連のイベントなどを通じた、住民の花
- やみどり、土とふれあうきっかけづくり

みどりに関する情報発信や情報交換

- ・ 広報活動や情報提供の展開
- ・ 市のウェブサイトやフェイスブックなどの
- 活用検討

みどりの推進会議の設置

- ・ 市民・行政協働の組織としての「みどりの
- 推進会議」の設置検討

グリーンバンク事業の設置

- ・ 不要になった樹木の登録や斡旋、リサイク
- ルの斡旋などを行うグリーンバンク事業の
- 設置検討



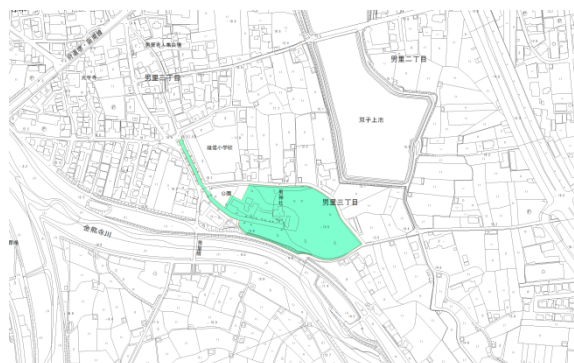
左：農業塾
右：せんなん農と海の恵みのマルシェ

■ 重点的な緑地の保全を推進する地区

特別緑地保全地区

特別緑地保全地区とは、都市における良好な自然的環境を形成する緑地を保全するため、その範囲を都市計画で定め、建築行為など一定の行為の制限などを行うことにより現状凍結的に保全できる制度です。

本市では、男神社の1.4haが特別緑地保全地区に指定されています。



男神社特別緑地保全地区

保全配慮地区

保全配慮地区は、都市緑地法に基づいてみどりの基本計画に定める事項の一つで、風致景観や生態系の保全及び市民の自然とのふれあいの場の提供などを目的に定められます。本市では、以下に示すような地区を選定することが望ましいと考えます。

- ①里山など本市のみどりを代表するような地区
- ②生物の生息場所かつ生態系を保全する必要がある地区
- ③地域住民などによるみどりに関する活動が行われている地区

■ 計画の推進に向けて

計画推進の方針

- ◇ みどりに関わる各部署が連携し、現行施策の継続・拡充、新たな施策に取り組めます。また、市民や市民団体、事業者等の活動への支援を通して、みどりのまちづくりに関わる各主体がパートナーシップを築きやすい環境を整えます。
- ◇ 国や大阪府、隣接する自治体等と相互に連携を図り、広域的なみどりのネットワークの形成に向けて各種施策に取り組めます。

進行管理の方針

本計画は、目標年次を2029年とし、概ね5年を基本として、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルで進行管理を行います。

